

平成 2 0 年

第 2 回北杜市議会臨時会会議録

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日開会

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 0 年

第 2 回北杜市議会臨時会会議録

1 1 月 2 1 日

1. 議事日程

平成20年第2回北杜市議会臨時会(1日目)

平成20年11月21日
午前10時00分開会
於 議 場

日程第1 会期の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第102号 控訴の提起について

2. 出席議員 (39人)

1番 野中真理子	2番 岡野 淳
3番 小澤宜夫	4番 篠原眞清
5番 五味良一	6番 小野喜一郎
7番 鈴木今朝和	8番 風間利子
9番 坂本重夫	10番 植松一雄
11番 坂本 静	12番 小林忠雄
13番 中嶋 新	14番 保坂多枝子
15番 利根川昇	16番 中村勝一
17番 宮坂 清	18番 坂本 保
19番 千野秀一	20番 小尾直知
21番 渡邊英子	22番 小林元久
23番 林 泰彦	24番 内田俊彦
25番 篠原珍彦	26番 内藤 昭
27番 小林保壽	28番 坂本治年
29番 古屋富藏	30番 茅野光一郎
31番 浅川富士夫	32番 田中勝海
33番 秋山九一	34番 中村隆一
35番 清水壽昌	36番 秋山俊和
37番 細田哲郎	38番 渡邊陽一
40番 鈴木孝男	

3. 欠席議員

39番 小澤 寛

41番 浅川 哲男

4. 会議録署名議員

9番 坂本 重夫

10番 植松 一雄

11番 坂本 静

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(25人)

市長	白倉 政司	副市長	曾雌 源興
総務部長	柴井 英記	企画部長	小松 正壽
保健福祉部長	藤原 良一	生活環境部長	細川 清美
産業観光部長	植松 忠	建設部長	浅川 和徳
教育長	櫻井 義長	教育次長	小林 喜文
囲碁美術館長	小池 昭一	会計管理者	大芝 隆夫
監査委員事務局長	原 哲也	農業委員会事務局長	新海 敏生
明野総合支所長	八代 忠夫	須玉総合支所長	内藤 歳雄
高根総合支所長	白倉 民雄	長坂総合支所長	植松 本
大泉総合支所長	藤原 宝	小湍沢総合支所長	小林 まち子
白州総合支所長	渡邊 稔	武川総合支所長	福井 俊克
政策秘書課長	名取 重幹	総務課長	堀内 誠
財政課長	小島 良一		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡 繁生
議会書記	岩波 信司
”	浅川 輝夫

開会 午前10時00分

○副議長（浅川富士夫君）

小澤議長は、一身上の都合により会議を欠席します。

副議長の浅川が、議長職を代わって務めます。

本日の出席議員数は39人であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第2回北杜市議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、41番議員 浅川哲男君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届がありました。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあります。

なお、報道陣関係者から撮影の申し出があり、これを許可するので、ご承知願います。

○副議長（浅川富士夫君）

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○副議長（浅川富士夫君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長が、

9番議員 坂本重夫君

10番議員 植松一雄君

11番議員 坂本 静君

を指名いたします。

ここで、暫時休憩。ただちに全員協議会を開催いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前11時01分

○副議長（浅川富士夫君）

再開いたします。

日程第3 議案第102号 控訴の提起についてを議題といたします。

野中真理子君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります。

野中真理子君の退場を求めます。

（退場）

それでは、市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（白倉政司君）

本臨時会に提出いたしました議案第102号 控訴の提起につきましては、甲府地方裁判所平成18年第1号損害賠償請求事件について、平成20年11月1日に言い渡された判決に対し、東京高等裁判所へ控訴を提起する必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○副議長（浅川富士夫君）

内容説明を求めます。

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

それでは議案第102号について、ご説明いたします。

議案第102号 控訴の提起について

甲府地方裁判所平成18年（行ウ）第1号損害賠償請求事件にかかる判決について、下記のとおり控訴を提起するものとする。

1. 当事者 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1
控訴人 小淵沢町長 中山賢一 訴訟承継人 北杜市長 白倉政司
山梨県北杜市小淵沢町10060番地1067
フォーシーズンハケ岳高原701
被控訴人 野中真理子
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾187番地149
被控訴人 春木良昭
山梨県北杜市小淵沢町7103番地7
被控訴人 盆出由美

2. 事件の概要

この事件は、旧小淵沢の公共工事の入札に参加した藤森建設株式会社を中心とする株式会社中新土木、大鴻建設株式会社、株式会社シンワ、日東建設株式会社、株式会社新光土木（以下「被告補助参加人」という。）が談合した結果、旧小淵沢町に公正な競争によって形成されたとあろう落札価格と、現実の落札価格との差額相当額の損害を与えた。

また、旧小淵沢町の町長であった被告補助参加人 中山賢一が設計価格または予定価格を藤森建設株式会社に漏洩したとして、地方自治法第242条の2第1項第4号本文に基づき、被告補助参加人らに対し、民法第709条に基づく上記損害および弁護士費用相当分の損害賠償請求および、これに対する平成18年1月1日から支払い済みまで、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを請求するよう、北杜市長に求める住民訴訟である。

3. 判決の内容

- (1) 被告は藤森建設に対し8,196万5,100円、中新土木に対し303万2,400円、大鴻建設に対し644万9,100円、シンワに対し123万6,900円、日東建設に対し253万500円および新光土木に対し413万9,100円、ならびに前記各金員に対する平成18年1月1日から支払い済みまで、年5分の割合による金員の支払いを請求せよ。

- (2) 原告らの、その余の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を除く。)は、これを5分し、その2を原告らの、その余を被告の各負担とし、補助参加によって生じた費用のうち、原告らと中山との間に生じた費用は原告らの、原告らと中山を除く被告補助参加人らとの間に生じた費用は、同被告補助参加人らの各負担とする。

4. 控訴の趣旨

- (1) 原判決中、控訴人敗訴の部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第一、二審を通じ、被控訴人らの負担とするとの判決を求める。

平成20年11月21日 提出

北杜市長 白倉政司

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長(浅川富士夫君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

篠原眞清君。

○4番議員(篠原眞清君)

この事案に関して、北杜市が控訴するという判断をされて、今、議会で議決を求めるという形で進んでおるわけでありますが、その控訴の趣旨、今、説明がありました控訴の趣旨の中で、控訴人敗訴の部分を取り消すという趣旨の表記がされておるわけでありますが、ここの部分、敗訴のどの部分をどういう理由をもって、市として取り消しを求めるのかを再度、ご説明いただきたいと思っております。

○副議長(浅川富士夫君)

説明を求めます。

柴井総務部長。

○総務部長(柴井英記君)

ただいまのご質問でございます。

補助参加人の談合がなされているのではないかとというような疑いの中での、損害金の請求というようなもの。それから、落札率の行程等に伴う談合の確たる認定が必要であります。それらも認定のない中での損害額の請求等々を、高裁の中で判断を求めていただきたいということでございます。

○副議長(浅川富士夫君)

篠原眞清君。

○4番議員(篠原眞清君)

そうしますと、いずれにしましても、この裁判所の判断に、北杜市として考慮した中で瑕疵があるということで、改めて高裁の判断を求めたいということで、この一審の判決には瑕疵があるというふうな解釈に、市は立っているというふうに理解してよろしいですか。

○副議長（浅川富士夫君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

先ほどの補助参加人が談合の有無等々で、推認の域ということでございますので、判決自体は市としても深く受け止めるわけでございますが、やはり補助参加人の主張する機会を閉ざさないためにも、やはり控訴をして高裁の判断を仰ぎたいという内容でございます。

○副議長（浅川富士夫君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

もう1点、質問させていただきます。

新聞報道等によりますと、市の見解として今回、控訴するにあたり、北杜市が控訴しないと、参加業者がすでに控訴しておりますが、その業者の控訴が却下されてしまう。したがって、市は控訴するという報道がされておりますが、このへんの事実関係等をご説明いただきたいと思っております。

○副議長（浅川富士夫君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

現在、補助参加人につきましては控訴しているということで、先ほど、議員さんのおっしゃいます控訴が取り消されるかどうかという判断でございますが、市の顧問弁護士の指導の中で、やはり補助参加人が控訴を提起している中では、市としても同じ中で提起をしていくということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（浅川富士夫君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

この裁判の原告の弁護士が裁判所に確認したところ、補助参加人である業者、もう独立して控訴できるという見解を得ているというふうに、私は聞いております。今、おっしゃった市の顧問弁護士と見解が違ってしまっているというふうに私は感じるわけですが、私はその点をしっかりと正した中で、明確にした中で、市は対応すべきというふうに考えますが、その点についてのお答えをいただけますか。

○副議長（浅川富士夫君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

民事訴訟法の第45条の補助参加人の訴訟の行為という条文におきましても、補助参加人につきましては、訴訟行為をすることができるという規定の中で、市が被告ということで、補助参加人につきましては、市を補助するというので、市が控訴をしていく内容でございます。

○副議長（浅川富士夫君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

ちょっと答えが私にはよく分からないんですが、この民事訴訟法第45条、ならびに第46条の中で謳われている部分だと思うんですが、第45条の中では、このように謳っています。補

助参加人は訴訟について、攻撃または防御の方法の提出、異議の申し立てという部分、あるいは上訴の提起、再審・訴えの提起、その他一切の訴訟行為をすることができる。ただし、補助参加のときにおける訴訟の程度に従い、することができないものは、この限りでない。これを私なりに理解しますと、いずれにしても、補助参加人であっても、要するに本件で言えば業者ですね、業者も訴訟行為ができる、要するに上訴ができるというのが原則であるけども、状況によっては、できないケースもあると。そのケースとして具体的に挙げているのが、補助参加人の訴訟行為が被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。要するに、できないと。これはどういうことかといいますと、補助参加人、業者の訴訟行為、この場合だと控訴ですね。控訴が被参加人、この場合は北杜市です。北杜市の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。だから、北杜市の訴訟行為と何か抵触をしている。控訴することによって、北杜市の訴訟行為を邪魔するとか、抵触するものがあつた場合には参加業者、単独での法律行為は有効ではないということが、ここで謳われていると思うんです。この解釈が、北杜市の顧問弁護士と原告の弁護士が裁判所へ尋ねた部分とが、違ってしまっているということだと私は思います。

私はその点を、それが抵触しているのか、していないのかを、やはり明確に説明をいただくことが必要かなというふうに思いますが、その点について、市の顧問弁護士の見解を尊重して、そのまま、その指導に従って、見解に従って、市としても、こういうことを、上訴をするんだという理解をすればいいのかなどうか、そのへんを明確にお答えいただきたいと思います。

○副議長（浅川富士夫君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

市としましては、市の顧問弁護士の指導に基づきまして、控訴の手続きをして、手続きといえますか、本日、ご議決をいただきたいということをお願いをしているところでございます。いずれにしましても、法的な解釈の、この条文の中ではすべてが、われわれもできないわけですので、それらの判断も含めて、高裁の判断を仰いでいただきたいという考えでございます。

○副議長（浅川富士夫君）

18番、坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

2ページの4の控訴の趣旨の中で、(2)の被控訴人の請求を棄却するという文言があるわけですが、これは1の敗訴の部分を取り消すというものと、これはダブっているようなものですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○副議長（浅川富士夫君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

この2のものにつきましては、すべての内容についてという解釈になろうかと思えます。

○副議長（浅川富士夫君）

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

すべてのものということはあれですか。被控訴人が上告した、すべての内容について棄却するというを高裁に控訴するという理解でよろしいですか。

○副議長（浅川富士夫君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

ここには、控訴の趣旨ということで書いてございますが、今後、控訴の細かい理由については、今後、述べていく内容になるうかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（浅川富士夫君）

2番、岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

市長に、今のうちに1点だけ、ご意思を確認させていただきたいと思ひます。

今回、一審の判決で談合があったと。推認という言葉が使われておりますが、事実上、談合があったというふうには判断を裁判所がして、約1億円のお金を取り戻しなさいという判決が出ました。これから二審、あるいは最高裁までいくのかもしれませんが、先ほどお話のあったように、判決は厳粛に受け止めるとおっしゃっております。最終的な判決が、この一審の内容で確定した場合には、この1億円近いお金を請求するご意思があるということによろしいでしょうか。市長のご意思を、ちょっと今のうちに確認させていただきたいと思ひます。

○副議長（浅川富士夫君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野議員のご質問を含めながら、私なりに総括的な答弁をさせていただきたいと思ひます。

甲府地方裁判所の判決文は、極めて仔細でありまして、敬意を表さなければならないと思ひます。談合は断じて許すことはできない、これは共通の思いであります。しかし、結論は談合を推認するで、認めたではありません。業者は控訴するということであります。

そういう中で、公権力が損害賠償請求をするには、談合の確たる認定が不可欠であります。逆に言えば、確定的な談合の証拠もないままで、損害賠償請求はできないと、こういうことあります。今、岡野議員のご質問のように、最終的な判決が起きれば、請求するのは当然だと思ひます。私どもは請求を放棄したではありません。さらに、しっかりとした審議をしてほしいというのが率直の思いであります。一審判決では、今後の北杜市の公共事業の発注にも、大きく影響することは、たしかであります。また北杜市だけでなく、全国的な自治体の、あるいはまた公機関の発注のあり方等々の問題でもあると思ひます。市民はもとより全国の自治体が理解しやすい判決と思うような審判をと願って、控訴するわけあります。ご理解ください。

○副議長（浅川富士夫君）

ほかにありませんか。

6番、小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

先ほどの、市が控訴しなければ、参加人が却下されるということの解釈の中で、控訴することなんですか。まだ見解が確実に、これが却下されるのかどうかということは、まだ分かっていない段階なんですか。これがもし、参加人が単独で控訴ができるということが確定してもなお、市は、この控訴をしていくのかということを確認したいと思ひます。

○副議長（浅川富士夫君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

やはり解釈の、そのへんの食い違いもございますので、控訴期限というものがございまして、市がしなかった場合にうんぬんという責任問題も出てきますので、この際、市としては控訴を提起していきたいという考えでございます。

○副議長（浅川富士夫君）

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

その控訴期限が26日でしたか、26日前にそういうことが分かって控訴をするという解釈でよろしいのでしょうか。

○副議長（浅川富士夫君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

控訴期限は26日でございますが、顧問弁護士の手続き上、21日をリミットとしたいという考えの中で、本日、ご協議をいただいているという状況でございます。よろしく願いたいと思います。

○副議長（浅川富士夫君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第102号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号 控訴の提起については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

私は、議案第102号に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず第1点は、今回の甲府地裁の判断、刑事訴訟を経ずに談合を認定したと。民事の中で認定したということで、非常に異例の判決という受け止め等が報道でされております。その異例をどういうふうに受け止めるかと。要するに市民の目線で、どういうふうに受け止めるかということにかかっていると思っております。市の判断もそのことを、市もしっかり見据えて判断しなくてはいけないと。明確に談合の証拠がなくて、判断が下されております。そこが議論になっておりますが、逆に異例という点を捉えて、そういう明確な証拠がなくて判断が下されたから、これは非常に問題ある判断だと、判決だという受け止め、そういう意味での異例という受け止めも一方ではあると。

もう一方では、あまりにもいろいろな条件を、証拠等を調べた中で、あまりにもひどいと。だから刑事で、扱いになっていないものであったとしても、判断せざるを得ないということ

異例の判断をしたという解釈、2通りの解釈があります。これは受け止めだと私は思いますが。

いずれにしても、そういう重い判断が下されて、非常に市民がどこでもそうです。国民と言い換えてもいいかもしれません。この行政のありようの中で、入札問題に関しては非常に関心が高い。いろいろな事例も起きています。そういうものをふまえたときの判断である。このことを尊重、しっかりと受け止めて、北杜市は対応すべき、私は尊重すべきと。

それから、先ほど市長のご答弁の中にありました、この判決の及ぼす影響として、他の自治体への影響がある。私は、だからこそ、この判決を真摯に受け止めて、北杜市としての明確な意思を発信する、非常に大事な機会だというふうに思っております。その点もふまえて、私は、これは控訴すべきではないというふうに考えております。その観点をもって、この議案には反対したいというふうに思います。

○副議長（浅川富士夫君）

次に、賛成者の発言を求めます。

小林保壽議員。

○27番議員（小林保壽君）

賛成の立場から、答弁いたします。

甲府地方裁判所での落札率だけでの談合認定は異例であり、今までの日本の行政の入札執行権と議会の議決権の根幹を揺るがすものであります。地方裁判所だけの判決をもとに、請求命令を施行することは拙速であり、住民・業者の納得が得られないものであります。また、裁判は三審制であり、高裁・最高裁の判断を得てからでも遅くはなく、慎重を期する上でも控訴すべきであると、賛成の立場から討論をいたします。

○副議長（浅川富士夫君）

次に、反対者の発言を求めます。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

控訴すべきでないという反対の立場で、意見を述べさせていただきます。

たまたま、私も17年度は小淵沢の議員をしておりまして、その前年に比較しまして、大変、落札率が高いということは身にしみて感じていたわけでございます。そういうことで、平成18年3月に裁判所に上告しまして、今日の話ですと12回審議をしているわけでございます。これは被告人も原告人も、その演壇に立ちまして、それぞれ意見を述べた結果が、このような結果でございます。したがって、市民の立場からしまして、当然、私は賠償請求すべきだというように解釈しておりまして、控訴すべきではないと私は思いますので、反対をいたします。

以上です。

○副議長（浅川富士夫君）

次に、賛成者の発言を求めます。

茅野君。

○30番議員（茅野光一郎君）

賛成の立場で討論したいと思います。私はこの入札価格というのが、なんでも低ければ、それでいいんだということについては、前々から疑問を持っておりました。だって、そうでしょう。やはり、設計本というのがありまして、全国统一の価格の本があるわけです。そうして、

そこから予定価格を決めて、そして業者の人たちに入札をしてもらうわけでありませうけれども、本当にそれが60だ、70なんていう形で入られた物件、私は実は心配が出てくると思うんです。だから山梨県、あるいは全国のそういう価格というのは、案外90%台というのは多いわけなんです。そのへんではないかと思うんです。

だから、今後も私は、そうした落札価格というものは、なんでも低いのを拍手するというのはおかしいと、危険だと思うんです。例えば、事例を申し上げますと、小淵沢町の例でいいますと、これは出されているのは16年ですけども、その前の、例えばスパティオの工事、あるいは花パークの工事、小学校の改築工事、実は今、みんな業者が倒産してしまっているんです。私はできたものが、実は心配であります。あんまり価格を落とせばいい、低ければいいと追い詰めると、やはりそういう業者になってしまうのかなと、今では反省もしているところであります。

もう少し言えば、16年のことについて、あるいは17年と比較しておりますけども、では15年度に、当時は鈴木町長でありますけども、坂本議員も知っておりますよ。岩窪の公民館、あるいは久保の松向の公民館、99%ですよ、落札されているのが。だから、都合のいいところだけの期間を比較して、これを町に損害を与えたというのは、あまりにもいかなものかと。私はもっと大きな背景で、大きなところで控訴して、見てもらいたいと思いますよ。

もう1つは中山町長になりまして、業者の、ここにもらいましてけども、等級の格付けの基準というのをつくりました。では、その前はどうかだったんですかと聞きましたら、平成8年のものを使っているんですよ。平成8年で、今の状況から見ますと、全然、変わっているはずなんです。これでは駄目だと。今の基準でやらなければ駄目だということをして、つくったわけです。でありますから、その基準の見直しをしたということで差が出ていることもあるかと思えます。私は、そういういろいろな面から眺めますと、やはりここで、しっかりととして上告していただいて、しっかりと市民に分かるように、こういう結果になったというふうに、もう一度、見てもらいたいと。よって、私は上告することに賛成いたします。

○副議長（浅川富士夫君）

次に、反対の発言を求めます。

2番、岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

私は、反対の立場から討論させていただきます。

まず1点は、この市が控訴するという理由ですが、先ほど来、議論がありますけれども、業者さんが主張する機会を奪うことになるということのようです。しかし、これだけでは、業者さんを一方的に擁護するだけで、一方の市民、この場合は旧小淵沢の町民の方々になりますが、市民の利益を守るという立場が見えてこないんですね。

それから、もう1点は、この判決の言い渡しの日程が何度も何度も延期になるだとか、甲府地裁としても、相当、慎重を期して、この談合を推認したものと考えております。この判決を尊重すること。つまり、市は控訴しない。この判決を受け入れるということで、談合の疑いが少しでもある場合は、北杜市はこれを許さない。市長も先ほども言いましたけど、談合を許さないという、北杜市の確固たる姿勢を世に示す絶好のチャンスだと私は思うんですね。ですから、今回のこの判決を受け入れて控訴しないことを、私は考えております。

以上です。

○副議長（浅川富士夫君）

次に、賛成者の発言を求めます。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

議案第102号 控訴の提起について、賛成の立場から討論いたします。

この損害賠償請求の訴訟は、平成18年4月25日、原告3名が旧小淵沢町時代に発注した公共工事の入札において、当時の中山元町長が設計価格、または予定価格の漏洩によって生じた損害額について、北杜市長に請求するよう求めた住民訴訟で、旧小淵沢町長および指名業者6社が被告補助参加人となっている。

この裁判において、甲府地裁は中山元町長への損害賠償請求は、業者への漏洩を認める証拠はないと棄却し、指名業者間の談合については、仮に談合がなければ、予定価格の80%相当額に、消費税相当額を加算した額を工事代金として契約することができたと推認するのが妥当であると認定し、その差額について北杜市長に請求するよう求めた判決であります。

この判決について、山日新聞は刑事事件で立件されていない談合を、民事訴訟で事実認定するのは極めて異例であること。談合の認定が推認に基づく一審判決であること。被告、補助参加人が公正な競争で落札した場合の価格を、予定価格の80%にした判決を不服として控訴していること。被告北杜市長が控訴しないと、被告補助参加人の控訴が却下されるため、主張の機会を失うことで、被告補助参加人6社から控訴のおそれなどがあること。また、原告側も中山元町長への損害賠償請求が棄却された点について不服とし、控訴も視野に入れていることなど、さまざまな問題が提起されております。

本日の山日新聞、論説に「市長の判断で忘れてはならないのは、市民の利益を第一に考える視点」との指摘が掲載されておりますが、誰しもそのとおりであることは当然、認めるべきところであります。しかし、何よりも重要なことは事実認定である。設計価格、または予定価格の積算のあり方なども大きな問題であると、私は考えております。推認による事実認定を否定するつもりもありませんが、先に述べたようなさまざまな主張および問題もあり、事実を究明することが何より大事であり、必要と考えます。

よって、以上の理由から裁判制度を尊重し、真実を明らかにすることが必要であるとの立場から、この控訴には賛成いたします。

以上です。

○副議長（浅川富士夫君）

次に、反対の発言を求めます。

（なし）

ないようですから、討論を終結いたします。

これから議案第102号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議あり。の声）

はい。

○6番議員（小野喜一郎君）

無記名投票による採決をお願いしたいと思います。

○副議長（浅川富士夫君）

・・・異議がありますので、議案第102号は起立によって採決いたします。

（異議あり。の声）

起立採決で、お願いいたします。

議案第102号・・・。

（異議あり。の声）

異議を認めます。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

この件については、無記名による投票でお願いしたいと思います。

○副議長（浅川富士夫君）

ほかに、無記名に賛成の方。

（「賛成。」の声）

発言を求めます。

渡邊陽一君。

○38番議員（渡邊陽一君）

これは無記名投票でなく、起立採決でお願いいたします。

○副議長（浅川富士夫君）

ただいまの異議に対しまして、賛成者が4人以上いたということになります。

それでは、暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時54分

○副議長（浅川富士夫君）

再開いたします。

先ほど、投票無記名というご意見になりましたが、ほかにご意見ありますか。

渡邊英子さん。

○21番議員（渡邊英子君）

記名投票をお願いいたします。

（「賛成。」の声）

○副議長（浅川富士夫君）

投票については記名、無記名の両方のご意見がございます。

記名か、無記名かを投票によって決めたいと思います。

無記名投票で行います。

もう一度、繰り返します。

投票について、無記名と記名のご意見が2つあります。そのどちらかに、無記名投票で決めたいと思います。よろしいですか。

（異議なし。の声）

では、議場を閉鎖いたします。

（ 議 場 閉 鎖 ）

投票用紙には記名、あるいは無記名としてください。

お分かりですか。投票用紙には記名、または無記名の表示をしてください。

ただいまの出席議員は、37名になります。

投票用紙による表決のことから、議長は投票に加わりません。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番 植松一雄君、11番 坂本静君を指名いたします。

それでは順次、投票に移ります。

投函をお願いします。

・・・先に立会人さん、お願いします。

念のため、申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

なお、白紙の取り扱いには北杜市議会規則第71条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の漏れはございませんか。

(な し)

それでは、投票に入ります。

2番議員から、順次お願いします。

・・・小林忠雄君。

○12番議員(小林忠雄君)

先ほど議長が申し上げ話では、記名か無記名かを書きなさいという話だったと思いますが、そういう方向をちょっと確認のため、もう一度お願いしたいと思います。白紙についてです。

○副議長(浅川富士夫君)

白紙については、無効といたします。

これより、投票に移ります。

(投 票)

投票に漏れはありませんか。

(な し)

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 放)

開票を行います。

会議規則第31条第1項の規定により植松一雄君、坂本静君の立会いをお願いします。

(開 票)

ただいまの、投票の結果を報告いたします。

投票総数37票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票37票。

有効投票中、記名投票23票。無記名投票14票。

以上のとおりであります。

したがって、記名投票といたします。

議場の閉鎖をいたします。

(議 場 閉 鎖)

ただいまの出席議員は、37名であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番 植松一雄君、11番 坂本静君を指名いたします。

これより、投票箱の確認をお願いします。

(投票箱・確認)

はい。

○35番議員(清水壽昌君)

記名投票の場合に、賛成反対の、いわゆる白票、青票で。白票、青票それぞれに記名をして投票するというふうな方法をお願いいたします。

○副議長(浅川富士夫君)

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 0時16分

○副議長(浅川富士夫君)

再開いたします。

はい。

○36番議員(秋山俊和君)

このまま、投票していただきたいと思います。

(「賛成。」の声)

投票用紙が青、白でなくても識別することができるので。

○副議長(浅川富士夫君)

ただいま、清水議員のほうから提案があった青札、白札については、ちょっと準備ができないということで、今の提案をされたわけですけど、白でいくということであれば可能でありませんが、いかがいたしましょうか。

秋山議員。

○36番議員(秋山俊和君)

用紙は、どういう方法でも識別は簡単にできると思いますので、それで事務局のほうで用意してください。そのまま、続行を。

○副議長(浅川富士夫君)

篠原議員。

○4番議員(篠原眞清君)

私たち、会議規則に従って投票を行うという形で進めていただきたいということだけ、申し上げたいと思います。

○副議長(浅川富士夫君)

事務局で調べますので、ちょっと暫時休憩したいと思います。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 0時21分

○副議長（浅川富士夫君）

再開いたします。

篠原議員。

○4番議員（篠原眞清君）

議論が分かれている部分で、これは議長にお願いですが、議運を開いていただいて協議していただけますか。

○副議長（浅川富士夫君）

投票のあれになっていますから、このまま続行します。

これより、投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げますが、記名であります。

議案第102号を可とする者は賛成といたします。否とする者は反対と記載願います。

もう一度、繰り返します。

議案第102号を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載願います。

なお、白紙の取り扱いが北杜市議会規則第71号の規定により、反対とみなします。

規定は、反対といたします。

議場の閉鎖をお願いします。

（ 議 場 閉 鎖 ）

投票用紙の配布をお願いいたします。

（ 投票用紙・配布 ）

もう一度、繰り返します。

自分の名前をまず書いて、賛成か反対か。

千野委員。

○19番議員（千野秀一君）

ただいまの議長の説明ですと、名前を書いてくださいということですけども、名前を書かず、賛否も明らかにしないものは、反対票になるということですか。

○副議長（浅川富士夫君）

結果的には、そうなります。

渡邊議員。

○21番議員（渡邊英子君）

記名ということが決められていますよね。記名ですよ。ということで、名前をもし書かない場合には無効ではないんですか。反対ということですか。そのところを。

○副議長（浅川富士夫君）

名前のないものについては、無効ですね。

○21番議員（渡邊英子君）

はい、分かりました。

○副議長（浅川富士夫君）

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

名前は、どこに書くんでしょうか。

○副議長（浅川富士夫君）

賛成か反対は、この四角のマスの中へ書いてください。その横ですね・・・。

それでは、統一します。

四角の中へ名前と賛成、反対を書いてください。

はみ出しても有効としますので。

中村議員。

○16番議員（中村勝一君）

記名している以上は、開票はどうするんですか。1票ずつ開けて、誰々賛成、誰々反対というんですか。どう扱うかを教えてください。

○副議長（浅川富士夫君）

記名投票の原則に則って、発表いたします。

これより、投票に移ります。

局長の点呼によって、順次、投票を願います。

投票箱の確認は終わっておりますので、投票に入ります。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（なし）

議場の閉鎖を解きます。

（議場開放）

開票を行います。

会議規則第31条第1項の規定により植松一雄君、坂本静君の立会いをお願いいたします。

（開票）

ただいまの、投票の結果を報告いたします。

内容については、事務局に報告させます。

○議会事務局長（赤岡繁生君）

それでは、最初に賛成の方から申し上げます。

坂本重夫議員、風間利子議員、坂本静議員、保坂多枝子議員、利根川昇議員、宮坂清議員、茅野光一郎議員、清水壽昌議員、中村勝一議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、内藤昭議員、秋山俊和議員、篠原珍彦議員、植松一雄議員、小林保壽議員、細田哲郎議員、秋山九一議員、鈴木孝男議員、坂本治年議員、田中勝海議員、中嶋新議員、渡邊陽一議員、小尾直知議員、小澤宜夫議員、林泰彦議員、古屋富藏議員、渡邊英子議員。

続きまして、反対に投票された方を申し上げます。

小林元久議員、鈴木今朝和議員、中村隆一議員、坂本保議員、小林忠雄議員、岡野淳議員、小野喜一郎議員、五味良一議員、篠原眞清議員。

○副議長（浅川富士夫君）

ただいま結果について、事務局で発表いたしました。

投票総数37票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票37票。

有効投票中、賛成28票、反対9票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

したがって、議案第102号は可決されました。

野中真理子君の入場を許します。

(入 場)

以上で、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第2回北杜市議会臨時会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 0時39分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司